103 訪問看護費

加算•減算名	実施	体制	t.	□算•減算	加算・減算適用要件
准看護師の場合	0		減算	90/100	准看護師が指定訪問看護を行った場合
理学療法士、作業療法 士又は言語聴覚士が1 日に2回を超えて行った 場合	0		減算	1回につき 90/100	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が1日に2回を超えて指定訪問看護を行った場合 <平成12年老企第36号 第2の4(4)> ①理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに訪問させるという位置付けのものである。 なお、言語聴覚士による訪問において提供されるものは、あくまで看護業務の一部であることから、言語聴覚士の業務のうち保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)の規定にかかわらず業とすることができるとされている診療の補助行為(言語聴覚士法(平成9年法律第132号)第42条第1項)に限る。 ② 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護は、1回当たり20分以上訪問看護を実施することとし、1人の利用者につき週に6回を限度として算定する。 ③ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護は、1日2回を超えて(3回以上)行う場合には1回につき所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。なお、当該取扱いは、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が連続して3回以上訪問看護を行った場合だけでなく、例えば午前中に2回、午後に1回行った場合も、同様である。 (例)1日の訪問看護が3回である場合の訪問看護費 1回単位数×(90/100)×3回
		、保優			では、訪問看護計画において、理学療法士等の訪 リハビリテーションのニーズを有する利用者に対し、病院、老人保健施設等が地域に存る訪問の回数を上回るような設定がなされてもよい 在しないこと等により訪問リハビリテーションを適切に提供できず、その代替えとしての 訪問看護ステーションからの理学療法士等の訪問が過半を占めることもあることから、理学療法士等の訪問が保健師又は看護師による訪問の回数を上回るような設定もあると考える。(平21.3版 VOL69 問38)
TVは言語腮見下か					-等が1人の利用者に対して訪問看護を1日に合計 それぞれ90/100に相当する単位数を算定する。(平24.4版 VOL284 問1) それぞれ90/100に相当する単位数を算定するの
を超えて) Q&A	サー 員に	-ビス :よる	の利 訪問	用開始時及び和 により利用者の	・画書及び報告書の作成にあたっては、訪問看護 訪問看護 お問看護サービスの「利用開始時」については、利用者の心身の状態等を評価する観点から、初回の訪問は理学療法士等の所属する訪問看護事業所の看護職員が行うこと状態の適切な評価を行うこと。」とされたが、看護職 を原則とする。また、「定期的な看護職員による訪問」については、訪問看護指示書の有

(適用要件一覧) 103 訪問看護費(1/15)

加算•減算名	実施	体制	j.	끠算∙減算	加算・減算適用要件				
指定定期巡回・随時対 応型訪問介護看護事業 所との連携	0	減算		98/100	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第3条の4第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。)と連携して指定訪問看護を行い、かつ、厚生労働大臣が定める施設基準(平成27年厚生労働省告示第96号)に適合する指定訪問看護事業所において、通院が困難な利用者に対して、その主治の医師の指示及び訪問看護計画書に基づき、指定訪問看護事業所の准看護師が、指定訪問看護を行った場合 〈平成27年厚生労働省告示第96号3〉 連携する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の名称、住所その他必要な事項を都道府県知事に届け出ている指定訪問看護事業所(指定居宅サービス基準(平成11年厚生省令第37号)第60条第1項に規定する指定訪問看護事業所をいう。以下同じ。)であること。				
	0		加算	1月につき 800単位	保健師、看護師又は准看護師が利用者(要介護状態区分が要介護5である者に限る。)に対して指定訪問看護を行った場合				
指定定期巡回·随時対	を算定場合定	月のうち1回でも准看護師が訪問看護を行った場合は98/100に相当する単位数 そのとおり。(平24.3版 VOL267 問25) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携した場合の報酬を算定する 適用されない。(平24.3版 VOL267 問26) 場合、同一建物に居住する利用者に対する減算は適用されるのか。 夜間又は早朝、深夜に訪問看護を行う場合の加算、複数名訪問加算、1時間30分以上場合、訪問看護で設定されている全ての加算が算定できるのか。 の訪問看護を行う場合の加算及び看護体制強化加算は算定できない。(平30.3版 V							
夜間又は早朝の場合				hπ	ηп	hn	加	1回につき 25/100	OL629 問29) 夜間(午後6時から午後10時までの時間をいう。)又は早朝(午前6時から午前8時までをいう。)に指定訪問看護を行った場合
深夜の場合	0		算	1回につき 50/100	深夜(午後10時から午前6時までをいう。)に指定訪問看護を行った場合				
2人以上による訪問看 護を行う場合	0		加算	未満 (I):254単位 (Ⅱ):201単位	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示94号)を満たす場合であって、同時に複数の看護師等(保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士)が1人の利用者に対して指定訪問看護を行ったとき(I)又は看護師等が看護補助者と同時に1人の利用者に対して指定訪問看護を行ったとき(Ⅱ)。 〈平成27年厚生労働省告示94号5〉 同時に複数の看護師等により指定訪問看護(指定居宅サービス基準第59条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。)を行うこと又は看護師等が看護補助者と同時に指定訪問看護を行うことについて利用者又はその家族等の同意を得ている場合であって、次のいずれかに該当するとき イ 利用者の身体的理由により1人の看護師等による指定訪問看護が困難と認められる場合				

(適用要件一覧) 103 訪問看護費(2/15)

加算•減算名	実施		加算•減算		加算•減算適用要件	
	複数 うち、 時間	数名訪	の看護師が必要な のうち複数の看護	満と30分以上で区分されているが、訪問時間全体の時間で分けるのか。例えば、訪問看護(30分以上1 師が必要な時間が30分未満だった場合はどちらを	1人目の看護師の訪問の時間によらず、2人目の看護師が必要な時間である30 分未満を加算する。(平21.3版 VOL69 問39)	
2人以上による訪問看 護を行う場合 Q&A	;—ع	緒に利			基本サービス費は、主に訪問看護を提供するいずれかの職種に係る報酬を算定する。 また、訪問看護ステーションの理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と看護職員が 一緒に訪問看護を行った場合、複数名訪問加算の要件を満たす場合、複数名訪問加算 (I)の算定が可能。	
	は問	わなし 要があ	が、秘密保持や3	獲補助者については、留意事項通知において「資格 ₹全等の観点から、訪問看護事業所に雇用されていいるが、従事者の変更のたびに届けを行う必要があ	複数名訪問加算(II)の看護補助者については、看護師等の指導の下に、看護業務の補助を行う者としており、例えば事務職員等であっても差し支えない。また、当該看護補助者については、指定基準の人員に含まれないことから、従事者の変更届の提出は要しないものであるが、秘密保持や安全等の観点から、事業所において必要な研修等を行うことが重要である。	
1時間30分以上の訪問 看護を行う場合	0		n 1回につき 第 300単位	を行った後に引き続き指定訪問看護を行う場合であ 〈平成27年厚生労働省告示94号6〉 次のいずれかに該当する状態 イ 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省台 げる在宅悪性腫瘍等患者指導管理若しくは在宅気 用している状態 ロ 医科診療報酬点数表に掲げる在宅自己腹膜落	ている状態	
	によ	りサー			長時間訪問看護加算は、ケアプラン上1時間30分以上の訪問が位置付けられていなければ算定できない。(平21.4版 VOL79 問15)	
1時間30分以上の訪問 看護を行う場合 Q&A	長時間の訪問看護に要する費用については、1時間30分を超える部分につい ては、保険給付や1割負担とは別に、訪問看護ステーションで定めた利用料を徴 収できることとなっているが、長時間訪問看護加算を算定する場合は、当該利用 料を徴収できないものと考えるが、どうか。					
同一建物減算	0) (1)	載 1回につき 享 90∕100	「同一敷地内建物等」という。)に居住する利用者(指	地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定訪問看護事業所と同一の建物(以下、 指定訪問看護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住 看護事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物(同一敷 抗問看護を行った場合	
	0	j L	載 1回につき 算 85/100	指定訪問看護事業所における1月当たりの利用者 を行った場合	が同一敷地内建物に50人以上居住する建物に居住する利用者に対し、指定訪問看護	

(適用要件一覧) 103 訪問看護費(3/15)

加算•減算名	実施	体制	þ	□算•減算	加算・減算適用要件
同一建物減算 Q&A	月	の途			の適用を受ける建物に入居した又は当該建物から 集合住宅減算については、利用者が減算対象となる建物に入居した日から退去した ービス提供部分が減算の対象となるのか。 日までの間に受けたサービスについてのみ減算の対象となる。(平成27.1版 VOL45 4 問5)
特別地域訪問看護加算	0		加算	ハ 1月につき 15/100	厚生労働大臣が定める地域(平成24年厚生労働省告示第120号)に所在する指定訪問看護事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の看護師等が指定訪問看護を行った場合 イ 指定訪問看護ステーションの場合 ロ 病院又は診療所の場合 ハ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護と連携して指定訪問看護を行う場合 <平成24年厚生労働省告示第120号> 一 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域 二 奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定する奄美群島 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定により指定された無興山村 四 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定する小笠原諸島 五 沖縄振興特別措置法(昭和44年法律第74号)第3条第3号に規定する離島 五 沖縄振興特別措置法(昭和37年法律第14号)第3条第3号に規定する離島 六 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第1項の規定により指定された豪雪地帯及び同条第2項の規定により指定された特別豪雪地帯、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第2条第1項に規定する辺地、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域その他の地域のうち、人口密度が希薄であること、交通が不便であること保護の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第2条第1項に規定する過疎地域その他の地域のうち、人口密度が希薄であること、交通が不便であること等の理由により、介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅介護支援及び同法第47条第1項第1号に規定する基準該当居宅介護支援及び同法第47条第1項に規定する基準該当居宅介護支援及び同法第47条第1項第1号に規定する基準該当居宅介護支援をびに同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス及び同法第54条第1項第2号に規定する基準該当所サービスの確保が著しく困難であると認められる地域であって、厚生労働大臣が別に定めるもの
中山間地域等における小規模事業所加算	0		加算	イ及びロ 1回につき 10/100 ハ 1月につき 10/100	厚生労働大臣が定める地域(平成21年厚生労働省告示第83号)に所在し、かつ、厚生労働大臣が定める施設基準(平成27年厚生労働省告示第96号)に適合する指定訪問看護事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の看護師等が指定訪問看護を行った場合 イ 指定訪問看護ステーションの場合

(適用要件一覧) 103 訪問看護費(4/15)

加算·減算名	実施	体制) j	□算•減算	加算・減算適用要件
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	0		加算	1回につき 5/100 ハ 1月につき 5/100	厚生労働大臣が定める地域(平成21年厚生労働省告示第83号)に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域(指定居宅サービス基準第73条第5 号に規定する通常の事業の実施地域をいう。)を越えて、指定訪問看護を行った場合 イ 指定訪問看護ステーションの場合 ロ 病院又は診療所の場合 ハ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護と連携して指定訪問看護を行う場合 <平成21年厚生労働省告示83号2>次のいずれかに該当する地域 イ 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域 ロ 奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定する奄美群島、 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第1項に規定する豪雪地帯及び同条第2項の規定により指定された特別豪雪地帯
緊急時訪問看護加算	0		加算	1月につき 574単位	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問看護ステーションが、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して当該基準により24時間連絡できる体制、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある場合 <平成27年厚生労働省告示第95号7> 利用者又はその家族から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあること。 <平成12年老企第36号 第2の4(16)> ①緊急時訪問看護加算については、利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応出来る体制にある事業所において、当該事業所の看護師等が訪問看護を受けようとする者に対して、当該体制にある旨及び計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を行う体制にある自たはいる言及び計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を行った場合については、当該緊急時訪問の所要時間に応じた所定単位数(准看護師による緊急時訪問の場合は所定単位数の100分の90)を算定する。この場合、居宅サービス計画の変更を要する。なお、当該緊急時訪問を行った場合には、早朝・夜間、深夜の訪問看護に係る加算は算定できないが、1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間、深夜の訪問看護に係る加算を算定できる。 ② 緊急時訪問看護加算に、1人の利用者に対し、1か所の事業所に限り算定できる。このため、緊急時訪問看護加算に係る指定訪問看護を受けようとする利用者に説明するに当たっては、当該利用者に対して、他の事業所から緊急時訪問看護加算に係る訪問看護を受けていないか確認すること。 指定訪問看護を担当する医療機関(指定居宅サービス基準第60条第1項第2号に規定する指定訪問看護を担当する医療機関をいう。)が、利用者の同意を得て計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある場合
				1月につき 315単位	く平成12年老企第36号 第2の4(16)> ①緊急時訪問看護加算については、利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応出来る体制にある事業所において、当該事業所の看護師等が訪問看護を受けようとする者に対して、当該体制にある旨及び計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を行う体制にある場合には当該加算を算定する旨を説明し、その同意を得た場合に加算する。 ③当該月において計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を行った場合については、当該緊急時訪問の所要時間に応じた所定単位数(准看護師による緊急時訪問の場合は所定単位数の100分に90)を算定する。この場合、居宅サービス計画の変更を要する。なお、当該緊急時訪問を行った場合には、早朝・夜間、深夜の訪問看護に係る加算は算定できないが、1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間、深夜の訪問看護に係る加算を算定できる。

(適用要件一覧) 103 訪問看護費(5/15)

加算•減算名	実体施制	t t	□算•減算	加算·減算適用要件
				おいて、当該医療機関の管理者である医師が緊急 緊急時訪問看護加算に係る連絡相談を担当する者は、原則として、当該訪問看護ステーションの保健師、看護師とし、勤務体制等を明確にすることとされているが、病院又は診療所の場合に限り、医師が対応しても良い。(平15.4 Q&A 2訪問看護 問3)
	看護を登に、当該	受けて 核緊急	いない時点で緊	場合も加算できる。(当該月に介護保険の対象となる訪問看護を行っていない場合に当該加算のみを算定することはできない。)なお、緊急時訪問を行った場合は、当該訪問の所要時間に応じた訪問看護費を算定することになる。この場合、夜間・早朝・深夜の加算は算定されない。(緊急時訪問看護加算を算定する事業所においても、当初から計画されていた夜間・早朝・深夜の訪問については当該加算を算定できる。)(平15.4版Q&A2訪問看護問1)
特別管理加算(I)	0	加算	1月につき 500単位	指定訪問看護に関し、特別な管理を必要とする利用者に対して指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合、 <u>厚生労働大臣が定める区分(平成27年厚生労働省告示94号)</u> に応じて加算なお、特別管理加算(I)を算定している場合においては、特別管理加算(II)は算定しない。 〈平成27年厚生労働省告示94号7七〉 イ 特別管理加算(I) 第6号イに規定する状態にある者に対して指定訪問看護を行う場合 〈平成27年厚生労働省告示94号6〉 イ 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第一医科診療報酬点数表(以下「医科診療報酬点数表」という。)に掲げる在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態 〈平成12年老企第36号 第2の4(17)〉 ② 特別管理加算は、当該月の第1回目の介護保険の給付対象となる訪問看護を行った日の所定単位数に算定するものとする。なお、当該加算を介護保険で請求した場合には、同月の定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び看護小規模多機能型居宅介護における特別管理加算は、1人の利用者に対し、1か所の事業所に限り算定できる。なお、2か所以上の事業所から訪問看護を利用する場合については、その分配は事業所相互の合議に委ねられる。

(適用要件一覧) 103 訪問看護費(6/15)

加算·減算名	実施	体制	加算•減算	加算・減算適用要件
特別管理加算(Ⅱ)	0	力貨	I 月につき I 250単位	指定訪問看護に関し、特別な管理を必要とする利用者に対して指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合、厚生労働大臣が定める区分集(平成27年厚生労働省告示94号)に応じて加算なお、特別管理加算(I)を算定している場合においては、特別管理加算(I)は算定しない。 <平成27年厚生労働省告示94号7> ロ 特別管理加算(II) 第6号ロ、ハ、二又はホに規定する状態にある者に対して指定訪問看護を行う場合 <平成27年厚生労働省告示94号6> ロ 医科診療報酬点数表に掲げる在宅自己腹膜灌(かん)流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼(とう)痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態 ハ 人工肛(こう)門又は人工膀胱(ぼうこう)を設置している状態 ニ 真皮を越える褥瘡(じよくそう)の状態ホ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態 < 平成12年老企第36号 第2の4(17)> ② 特別管理加算は、当該月の第1回目の介護保険の給付対象となる訪問看護を行った日の所定単位数に算定するものとする。なお、当該加算を介護保険で請求した場合には、同月の定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び看護小規模多機能型居宅介護における特別管理加算並びに同月に医療保険における訪問看護を利用した場合の当該訪問看護における特別管理加算は算定できないこと。 ③ 特別管理加算は、1人の利用者に対し、1か所の事業所に限り算定できる。なお、2か所以上の事業所から訪問看護を利用する場合については、その分配は事業所相互の合議に委ねられる。
杜叫练现物第八00人	定でを			護のみ利用する利用者について特別管理加算は算 特別管理加算については、別に厚生労働大臣が定める状態にある利用者に対して、 当該状態に係る計画的な管理を行った場合に算定するとされており、訪問看護ステー ションの理学療法士等によるリハビリテーションを中心とした訪問看護のみを利用する利 用者については、そうした計画的な管理が行われているとは想定されないため、一般的 には当該加算は算定できない。(平15.4版 Q&A 2訪問看護 問7)
特別管理加算Q&A		ま事業		を利用する場合の特別管理加算について、「その特別管理加算については、1人の利用者に対し、1カ所の事業所に限り算定できるが、 委ねられる」とされているが、その具体的な内容につ複数の訪問看護事業所が関わっている場合は、1カ所の事業所が加算を請求した後に、事業所間で協議して、各事業所の特別管理に係る業務の比重に応じて当該請求に係る収入を案分することになる。(平15.4版 Q&A 2訪問看護問5)

(適用要件一覧) 103 訪問看護費(7/15)

加算·減算名	実体制	加算•減算		加算•源	域算適.	用要件	-					
			しる状態」として、特別管理加 京滴注射指示書であることが	在宅患者訪問 通常の訪問看 示については	護指示	書その他	の様式で	であっても	差し支え	とない。た	だし、点	滴注射の指
	******	する場合、週や月を	 lる状態」として、特別管理加 件を満たす場合はどのように	場合(指示期間 を算定する。加	3(土曜日 日*1)は ロ算は医 れ3回以 の場合、	3)から5 、算定要 師の指示 (上点滴で 、5月中に	月4日(金 発件を満た 時間に を実施し に再度点	を曜日)ま こす3日目 つき1回り ても両月 滴注射の	での7日 目の点滴 算定でき で特別管)指示(*	間点滴を を実施し るが、月で 理加算で 2)があり	実施する た4月にな をまたいた 算定す	る指示が出た 特別管理加算 だ場合でも、4 ることはできな
特別管理加算Q&A					∃ 4/22	月 23	义 24	水 25	木 26	金 27	土 28 点滴	
					29 点滴	30 点滴	5/1 点滴	2 点滴 指示期間	3 点滴 3*1	4 点滴	5	
					6	7	8	9	10	11	12	
					13 点滴 指示	14	15 点滴	16	17 点滴	18	19	
												,

(適用要件一覧) 103 訪問看護費(8/15)

加算•減算名	実施	体制	t.	加算•減算	加算・減算適用要件		
ターミナルケア加算	0		加算	死亡月 2, 000単位	在宅で死亡した利用者に対して、厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問看護事業所が、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日(死亡日及び死亡日前14日以内に当該利用者(末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態(平成27年厚生労働省告示94号)にあるものに限る。)に対して訪問看護を行っている場合にあっては、1日)以上ターミナルケアを行った場合(ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む。) 〈平成27年厚生労働省告示第95号8> イターミナルケアを受ける利用者について24時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて、指定訪問看護(指定居宅サービス基準第59条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。)を行うことができる体制を整備していること。 ロ主治の医師との連携の下に、指定訪問看護とおけるターミナルケアに係る計画及び支援体制について利用者及びその家族等に対して説明を行い、同意を得てターミナルケアを行っていること。 ハターミナルケアの提供について利用者の身体状況の変化等必要な事項が適切に記録されていること。 〈平成27年厚生労働省告示94号8>次のいずれかに該当する状態 イ多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側素硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びハ・キンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びハ・キンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底を変性症及びハ・キンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底を変性症及びハ・キンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生病関連疾患(液行性を発神経炎、後天性免疫不全症候群、頚(けい)髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態 ロ急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態 ・平成12年を企第36号第2の4(18)>②ターミナルケア加算は、一人の利用者に対し、一か所の事業所に限り算定できる。なお、当該加算を介護保険で請求した場合には、同月に定期巡回・随時対応型訪問の護者護を200分に同月に医療保険によいる訪問看護を200分に同月に医療保険によりいろ訪問看護・指導料における在宅ターミナルケア加算(以下「ターミナル加算等」という。)は算定できないこと。 ③一の事業所において、死亡日のい死亡日前14日以内に医療保険又は介護保険の給付の対象となる訪問看護をそれぞれ1日以上実施した場合は、最後に実施した保険制度においてターミナルケア加算等を算定すること。この場合において他制度の保険によるターミナルケア加算等は対応できないこと。		
ターミナルケア加算		.院し			内に2日以上ターミナルケアをしていれば、医療機関 ターミナルケアを実施中に、医療機関に搬送し、24 時間以内に死亡が確認された場合した場合にもターミナルケア加算を算定できるというに算定することができるものとする。(平21.4版 VOL79 問17)		
Q&A		死亡日及び死亡日前14日前に介護保険、医療保険でそれぞれ1回、合計2回 ターミナルケアを実施した場合にターミナルケア加算は算定できるのか。					
主治の医師の特別な指示があった場合	0		減算		指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合について、指定訪問看護を利用しようとする者の主治の医師(介護老人保健施設及び介護医療院の医師を除く。)が、当該利用者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を行った場合		
初回加算	0		加算	1月につき 300単位	指定訪問看護事業所において、新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、初回の指定訪問看護を行った場合 〈平成12年老企第36号 第2の4(21)〉 利用者が過去2月間(歴月)において、当該訪問看護事業所から訪問看護(医療保険の訪問看護を含む。)の提供を受けていない場合であって新たに訪問看護計画書を作成した場合に算定する。		

(適用要件一覧) 103 訪問看護費(9/15)

加算•減算名	実体施制	ן ב	끠算•減算		加算•減算適用要件
	ーつび	の訪問		用者が、新たに別の訪問看護事業所の利用を開 事業所において初回加算を算定できるのか。	算定可能である。(平24.3版 VOL267 問36)
初回加算Q&A			2ヵ所の訪問看護 別回加算を算定で	事業所を新たに利用する場合、それぞれの訪問看 きるのか。	算定できる。(平24.3版 VOL267 問37)
	的に運	営して	いる訪問看護事	ていた者が、要介護認定の更新等にともない一体 業所からサービス提供を受ける場合は、過去2月以 用がある場合でも初回加算は算定可能か	算定できる。訪問介護の初回加算と同様の取扱いであるため、平成21年Q&A(vol.1) 問33を参考にされたい。(平24.3版 VOL267 問38)
退院時共同指導加算	0	加算	退院又は退所 につき1回 (特別な管理を 必要とする利 用者について は2回)に限り 600単位	看護師等(准看護師を除く。)が、退院時共同指導(注介護医療院の主治の医師その他の従業者と共同した後に、当該者の退院又は退所後に当該者に対すただし、初回加算を算定する場合は退院時共同指導〈平成12年老企第36号 第2の4(22)〉① 退院時共同指導加算は、病院、診療所、介護老訪問看護ステーションの看護師等が、退院時共同指導を行った場合には2回)に限り算定すること。なお、当該加算を算定する月の前月に退院時共同指導を行った場合には2回)に限り算定すること。なお、退院時共同指導を行った場合には2回)に限り算定すること。なお、退院時共同指導である月の前月に退院時共同打事をおい、退院時共同指導であるがである利用者(①20回の当該加算の算定が可能である利用者(①10時対応型訪問介護看護事業所又は看護小規模到能であること。 ④ 退院時共同指導加算を介護保険で請求した場合	算加算は算定しない。 法人保健施設又は介護医療院に入院中又は入所中の者が退院又は退所するに当たり、 音導を行った後に当該者の退院又は退所後、初回の訪問看護を実施した場合に、1人の が働大臣が定める状態(利用者等告示第6号を参照のこと。)にある利用者について、複数 、当該加算を算定できること。この場合の当該加算は、初回の訪問看護を実施した日に 指導を行っている場合においても算定できること。 おして行うことができるものとする。ただし、テレビ電話装置等の活用について当該者又は この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の 医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 の厚生労働大臣が定める状態の者)に対して複数の訪問看護ステーション、定期巡回・ 多機能型居宅介護事業所が退院時共同指導を行う場合にあっては、1回ずつの算定も可 合には、同月に定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び看護小規模多機能型居宅介護 共同指導加算並びに同月に医療保険における訪問看護を利用した場合の当該訪問看護
			指導を実施した 指導加算を算定で	2ヶ月後に退院後初回の訪問看護を行った場合は できるのか。	算定できない。退院後初回の訪問看護を行った月の同一月若しくは前月に退院時共同指導を実施した場合に算定できる。(平24.3版 VOL267 問39)
退院時共同指導加算	退院印	诗共同	指導加算を2ヵ剤	fの訪問看護ステーションで算定できるのか。	退院時共同指導加算は、1回の入院について1回に限り算定可能であるため、1ヵ所の訪問看護ステーションのみで算定できる。ただし、特別管理加算を算定している状態の利用者(1回の入院につき2回算定可能な利用者)について、2ヵ所の訪問看護ステーションがそれぞれ別の日に退院時共同指導を行った場合は、2ヵ所の訪問看護ステーションでそれぞれ1回ずつ退院時共同指導加算を算定することも可能である。(平24.3版 VOL267 問40)
Q&A		るが、		院又は退所1回につき1回に限り算定できることとさ 二入退院を繰り返した場合、1月に複数回の算定が	算定できる。ただし、例2の場合のように退院時共同指導を2回行った場合でも退院後1度も訪問看護を実施せず再入院した場合は、退院時共同指導加算は1回のみ算定できる。 (例1)退院時共同指導加算は2回算定できる入院→退院時共同指導→退院→訪問看護の提供→再入院→退院時共同指導→訪問看護の実施(例2)退院時共同指導→退院→再入院→退院時共同指導→訪問看護の実施入院→退院時共同指導→退院→再入院→退院時共同指導→訪問看護の実施(平24.3版 VOL267 問41)

(適用要件一覧) 103 訪問看護費(10/15)

加算・減算名	実施	体制	j	加算•減算		加算•減算適用要件
看護·介護職員連携強 化加算	0		加算	1月に1回限り 250単位	登録を受けた指定訪問介護事業所と連携し、当該事行規則(昭和62年厚生省令第49号)第1条各号に掲 〈平成12年老企第36号 第2の4(23)〉 ① 看護・介護職員連携強化加算は、訪問看護事等滑に行われるよう、たんの吸引等に係る計画書や執行し、利用者の居宅において業務の実施状況についのための会議に出席した場合に算定する。なお、訪に記録すること。 ② 当該加算は、①の訪問介護員等と同行訪問を9 ③ 当該加算は訪問看護が24時間行える体制を整 ④ 訪問看護事業所の看護職員が、訪問介護員等を要した場合であっても、ケアプラン上に位置づけら ⑤ 当該加算は訪問介護員等のたんの吸引等の技	士法(昭和62年法律第30号)第48条の3第1項の登録又は同法の附則第20条第1項の 事業所の訪問介護員等が当該事業所の利用者に対し社会福祉士及び介護福祉士法施 引げる医師の指示の下に行われる行為を円滑に行うための支援を行った場合 業所の看護職員が、訪問介護事業所の訪問介護員等に対し、たんの吸引等の業務が円 設告書の作成及び緊急時等の対応についての助言を行うとともに当該訪問介護員等に同 いて確認した場合、又は利用者に対する安全なサービス提供体制整備や連携体制確保 問介護員等と同行訪問した場合や会議に出席した場合は、その内容を訪問看護記録書 実施した日又は会議に出席した日の属する月の初日の訪問看護の実施日に加算する。 をえている事業所として緊急時訪問看護加算を届け出をしている場合に算定可能である。 と同行し、たんの吸引等の実施状況を確認する際、通常の訪問看護の提供以上に時間 いれた訪問看護費を算定する。 に術不足を補うために同行訪問を実施することを目的としたものではないため、訪問介護 修目的で、訪問看護事業所の看護職員が同行訪問を実施した場合は、当該加算及び訪
	のカ	١,			算は、訪問看護を実施していない月でも算定できる	訪問看護費が算定されない月は算定できない。(平24.3版 VOL267 問42)
					算は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が同 でも算定できるのか。	算定できない。(平24.3版 VOL267 問44)
看護·介護職員連携強化加算Q&A					護職員のたんの吸引等の実施状況を確認した場 護費は算定できるのか。	算定できる。ただし、手技の指導が必要な場合に指導目的で同行訪問を行った場合は、訪問看護費は算定できない。この場合の費用の分配方法は訪問介護事業所との合議により決定されたい。(平24.3版 VOL267 問45)
ILM#WWA				職員連携強化加 があるのか。	算を算定する場合は緊急時訪問看護加算を算定し	緊急時の対応が可能であることを確認するために緊急時訪問看護加算の体制の届け出を行うことについては看護・介護職員連携強化加算の要件としており、緊急時訪問看護加算を算定している必要はない。(平24.3版 VOL267 問46)
				の途中で医療保 口算を算定できる	険の訪問看護の対象となった場合は看護・介護職 のか。	介護保険の訪問看護の利用期間中に、介護職員と同行訪問又は会議を行った場合は 算定できる。(平24.3版 VOL273 問4)

(適用要件一覧) 103 訪問看護費(11/15)

加算•減算名	実施	体制)	끠算∙減算	加算・減算適用要件
看護体制強化加算(I)		0	加算	1月につき 550単位	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問看護事業所が、医療ニーズの高い利用者への指定訪問看護の提供体制を強化した場合。ただし、看護体制強化加算(I)を算定している場合においては、看護体制強化加算(I)は算定しない。 〈平成27年厚生労働省告示第95号9〉 〈看護体制強化加算(I) (I) 指定訪問看護本業所(指定居宅サービス基準第60条第1項第1号に規定する指定訪問看護ステーションをいう。以下同じ。)である指定訪問看護事業所(指定居宅サービス基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業所(当定居宅サービス基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業所(当定居宅サービス基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業所(当定居宅サービス基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業所(当定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護力目的において、指定訪問看護事業所における利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算(指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費の注11に係る加算をいう。)を算定した利用者の占める割合が100分の50以上であること。 (二算定日が属する月の前6月間において、指定訪問看護事業所における利用者の総数のうち、特別管理加算(指定居宅サービス介護給付費単位数表(平成12年厚生省告示第19号)の訪問看護費の注1に係る加算をいう。)を算定した利用者の占める割合が100分の20以上であること。 (三算定日が属する月の前12月間において、指定訪問看護事業所におけるターミナルケア加算(指定居宅サービス介護給付費単位数表(平成12年厚生省告示第19号)の訪問看護費の注はに係る加算をいう。□(I)(二において同じ。)を算定した利用者が5名以上であること。 (回当該事業所において指定訪問看護の提供に当たる従業者(指定居宅サービス基準第60条第1項に規定する看護師等をいう。以下この号において同じ。)の総数のうち、同項第1号付に規定する看護職員の占める割合が100分の60以上であること。ただし、同項に規定する指定訪問看護事業者が、指定介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年度生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準上いう。)第63条第1項に規定する指定・該予防訪問看護事業所の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定介護予防サービス等基準という。)第63条第1項に規定する指定介護予防訪問看護事業所の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定介護予防助問看護(指定介護予防のための効果的なの対象を持定が表すの対象を解すの対象を関するという、以下同じ。)の総対は対象の方と、定に表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に表に表
看護体制強化加算(Ⅱ)		0	加算	1月につき 200単位	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問看護事業所が、医療ニーズの高い利用者への指定訪問看護の提供体制を強化した場合。ただし、看護体制強化加算(Ⅱ)を算定している場合においては、看護体制強化加算(Ⅰ)は算定しない。 <平成27年厚生労働省告示第95号9> ロ看護体制強化加算ロ看護体制強化加算(Ⅱ) (1) 指定訪問看護ステーションである指定訪問看護事業所にあっては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (一)イ(1)一)、□及び四に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (二)算定日が属する月の前12月間において、指定訪問看護事業所におけるターミナルケア加算を算定した利用者が1名以上であること。 (2) 指定訪問看護ステーション以外である指定訪問看護事業所にあっては、イ(1)一)及び(二並びにロ(1)(二)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(適用要件一覧) 103 訪問看護費(12/15)

加算•減算名	実施	体制	þ	□算•減算											,	加算•	·減	算通	箇用	要件	ļ-								
	留意	事:		知における「前											貴見	見のとお	397	である	১。(ম	- 30.	3版	VOL	629	問10)				
				した者又は当 えること」とは、														1月	1	2.	月	3 F	1	4月		5月	6)	月	
				月に利用が終										, i,	7	利用者 A	١.	0		C)	0		0		0	0)	
															_	利用者E		(I	()										
															7	利用者 C						0		(入) 等)	完	(入院 等)	()	Π)	
	○ : 指定訪問看護の提供が1回以上あった月 ○ : 特別管理加算を算定した月																												
看護体制強化加算 Q &A										理に月る	看護体制強化加算の算定にあたっては「算定日が属する月の6月間」において特別管理加算及び緊急時訪問看護加算を算定した実利用者の割合を算出する必要がある。仮に、7月に算定を開始する場合は、6月15日以前に届出を提出する必要があるため、6月分は見込みとして1月・2月・3月・4月・5月・6月の6月間の割合を算出することとなる。なお、6月分を見込みとして届出を提出した後に、加算が算定されなくなる状況が生じた場合には、速やかにその旨を届け出ること。(平30.3版 VOL629 問11)																		
	看護体制強化加算に係る経過措置について、令和5年 4 月 1 日以後に「看護職員の離職等」により基準に適合しなくなった場合の経過措置で、看護職員の採用に関する計画に ついて具体的な様式は定められているのか。 看護体制強化加算に係る経過措置について、令和5年 4 月 1 日以後に「看護職員の離職以外に、看護職員の病体、産前産後体業、育児・介護体業又は超職員の離職等」により基準に適合しなくなった場合の経過措置が示されているが、看護職員の離職以外にどのようなものが含まれるのか。																												
				イ及び口につ	所 た		川用者に	-対し. ス提供	、指定 共体制	E訪問 引強化:	看護 加算	を行っ (I):	った場合	ì												け出た		問看記	隻事業
サービス提供体制強化			to.	いては、 1回につき 6単位	ロハ	i 病院 i 指定	又は診 定期巡	療所 《回·陽	の場 随時対	合 対応型	訪問	介護	看護事	業所と	と連	携して	指定	≧訪問	看護	を行	う場合	ì							
加算(I)		0	加算	ハについて は、 1月につき 50単位	イ (1 等 (2 目 (3	イ サー 1) 指定 等ごとに 2) 利用 目的とし 3) 当該	訪問看 研修計 者に関 た会議 指定訪	供体制を対する情報を定義を定義	制強化業 作成 情報 計	と加算で し、当 し、くは に開係の	I(I) の看 該サー はサーる O全て	次に 護画に で こ の こ の も こ の も こ の も こ の も る も る る る る る る る る る る る る る る る る	こ掲げる 等(指定 従い、研 提供に 護師等	_ E居宅 F修(か 当たっ	サート部 って(ービス におけ の留意 建康診	基準る事 断等	第60 肝修を 頁の伝 手を定	O条第 含む 達 Z 期的	第1項 (a)を なは当	実施. i該指 施する	又は実 定訪問 ること。	関施を 引看記	予定し 護事業所	ている 所にお	以下同じ うこと。 ける看言 上である	雙師等(

(適用要件一覧) 103 訪問看護費(13/15)

加算·減算名	実施	体制	,	加算•減算	加算・減算適用要件
サービス提供体制強化 加算(Ⅱ)		0	加算	イ及びロにつ いては、 1回につき 3単位 ハについて は、18につき	原生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問看護事業所が、利用者に対し、指定訪問看護を行った場合ただし、サービス提供体制強化加算(I)を算定している場合においては、サービス提供体制強化加算(I)は算定しない。 イ 指定訪問看護ステーションの場合ロ病院又は診療所の場合ハ指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合 <平成27年厚生労働省告示第95号10>ロサービス提供体制強化加算(II)次に掲げる基準のいずれにも適合すること。イ(1)から(3)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。(2) 当該指定訪問看護事業所の看護師等の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。
				加算及びサービ 3要件の留意事項	ス提供体制強化加算の要件のうち、計画的な研修 意を示されたい。 訪問介護員等(訪問入浴介護従業者等を含む。以下②及び③において同じ。)ごとに 研修計画を策定されることとしているが、当該計画の期間については定めていないた め、当該訪問介護員等の技能や経験に応じた適切な期間を設定する等、柔軟な計画策 定をされたい。 また、計画の策定については、全体像に加えて、訪問介護員等ごとに策定することとさ れているが、この訪問介護員等ごとの計画については、職責、経験年数、勤続年数、所 有資格及び本人の意向等に応じ、職員をグループ分けして作成することも差し支えな い。 なお、計画については、すべての訪問介護員等が概ね1年の間に1回以上、なんらかの 研修を実施できるよう策定すること。(平21.3版 VOL69 問3)
サービス提供体制強化 加算 Q&A					ス提供体制強化加算の要件のうち、定期的な健康 本要件においては、労働安全衛生法により定期的に健康診断を実施することが義務でいるれたい。 本要件においては、労働安全衛生法におり定期的に健康診断を実施することが義務でいる。 「おして、1年以内でとに1回、定期的に医師による健康診断を、事業所の負担により実施することとしている。 「おした、1常時使用する労働者」に該当しない訪問介護員等に対する健康診断については、労働安全衛生法における取扱いと同様、訪問介護員等が事業者の実施する健康診断を本人の都合で受診しない場合については、他の医師による健康診断の他の事業所が実施した健康診断を含む。)を受診し、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、健康診断の項目を省略できるほか、費用については本人負担としても差し支えない(この取扱いについては、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者が行う特定健康診査については、同法第21条により労働安全衛生法における健康診断が優先されることが定められているが、「常時使用する労働者」に該当しない訪問介護員等については、同条の適用はないことから、同様の取扱いとして差し支えない。)。(平21.3版 VOL69 問4)

(適用要件一覧) 103 訪問看護費(14/15)

加算•減算名	実 体 加算・減算 施 制	加算・減算適用要件
サービス提供体制強化 加算 Q&A	なる業種(直接処遇職種)によ の出向や事業の承継時にも過	とにローグループの法人同士である場合にも通算でないなど、事業所が実質的に継続して運営していると認められる場合には、勤続年数を通算することができる。ただし、グループ法人については、たとえ理事長等が同じであったとしても、通算はできない。(平21.3版 VOL69 問5)

(適用要件一覧) 103 訪問看護費(15/15)